

万行寺報

Mangyoji Jihō

発行 浄土真宗本願寺派 万行寺
住職 山崎信充
〒385-0003
長野県佐久市下平尾461-1
電話 0267-67-2460

2023(令和5)年

仏暦2566年

10月号

(第145号)

実践運動 総合テーマ『そとつながる ホツがつたわる～結ぶ絆から、広がるご縁へ～』



住職 法話

私は救われるとどうなるのか

正信念仏偈に学ぶ
成等覚証大涅槃
必至滅度願成就
等覚を成り大涅槃を証す
成ずることは、必至滅度の願成就なり。

「現代語訳」
正定聚の位につき、浄土に往生してさとりを開くことが出来るのは、必至滅度の願(第十一願)が成就されたことによる。

この二句は、前の二句の続きになります。

「等覚」とは、前の「正定」と同じ意味で使われます。「等正覚」とも言い、仏の正覚(さとり)に等しいという意味です。

そして、法蔵菩薩の四十八願の中の、「必至滅度の願」第十一願が出てきます。

わたしが仏になるとき、わたしの国の天人や人々が正定聚に入り、必ずさと

りを得ることがないようなら、わたしは決してさとりを聞きません。

と誓われるところですが、この第十一願に説かれていることが、浄土真宗の教えと他宗の教えに大きな違いが出たところと言ってよいでしょう。他では、往生して正定聚(等覚)に入り、後によがて滅度(涅槃)をさると解釈されるところを、親鸞さまは二つの願いが同時に誓われていると解釈されました。

つまり、前の二句からまとめますと、「南無阿弥陀仏」の謂れを聞き考え称え、本願他力の信心を得られたのであれば、ただちにこの世で正定の位に住し、いのち終わると浄土に往生し、滅度に至り仏さまと成らせて頂けるといふ解釈です。

わかりやすく例をあげるとすれば、他宗では、亡くなつて満中陰四十九日のお参りをもつて仏さまと成るといふ見方があります。しかし、浄土真宗では、亡くなつたと

同時に仏さまと成る身を頂いているということです。

前の二句は、私はどのような二句は、救われるとどうなるのか述べてあり、浄土真宗の教えの要であり、正信念仏偈でも特に大切な部分です。

ここで親鸞さまと他宗との解釈の違いを取り上げましたが、解釈の違いなどによって、日本の仏教でも「〇〇宗〇〇派」というように様々な宗旨によって分かれていきます。そう考えますと、世界では宗教の違いも一因になっている戦争がまた起きてしまっています。イスラエルのガザ地区への攻撃で、一日に何百人といわれる民間人の死者数が報道され続ける最悪の状況です。
"兵戈無用"、お釈迦さまが「武器も軍隊もいらぬ」と悪を戒められた言葉です。仏教だけは、武器を取って争うことを戒めています。



浄土真宗 新 仏事のお飾りのイロハ

四、法要・行事

— 仏縁を深めよう —

「法事のお飾り」 お仏壇のお飾りはいつも より豪華に

法事の時のお仏壇のお飾りについて、少し述べてみましょう。

まず灯（ろうそく）・香（お香）・華（花）のお供えですが、普段は三具足（ろうそく立て、香炉、花瓶各一具）のところを、できれば五具足（ろうそく立て一対、花瓶一対、香炉一具）にします。この場合、花瓶を前卓の一番外側に置き、その内側にろうそく立て、そして中央に香炉を置きます（写真参照）。

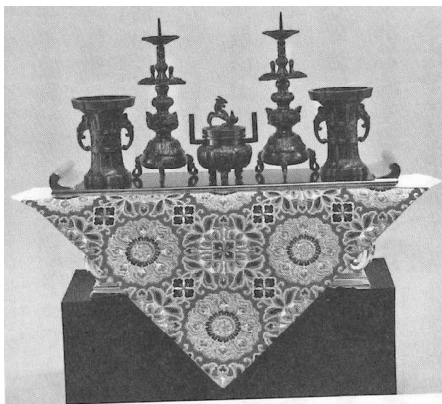
香炉には土香炉と金香炉の二種類があるので、もし焼香するのであれば金香炉を手前に置き、火だねを入れておきます。焼香しない時は土

香炉が手前になり、線香をくべます。

ろうそくの色は、三回忌までが白色、七回忌以降は朱色のもの（朱色の和ろうそくが仏壇店などで販売されています）を用い、供花や供物の色も三回忌まではなるべく赤色を避けてお飾りするようです。

また、花瓶や香炉を置く前卓には「打敷」という布を敷いて、仏前を飾ります。浄土真宗では、三角状の打敷が一般的です（上卓があればそこにも敷く）。普段は敷かず、年忌やお彼岸、お盆、正月などの法要時に使用します。

およそ三回忌までの法事や



五具足と打敷

「浄土真宗 新 仏事のお飾りのイロハ」末本弘然著／本願寺出版社刊より」

悲しみの法要には、銀もしくは白地のものを敷き、七回忌以降や慶事の法要には、金襴などの華麗な色彩のものをを用いる慣わしになっています。

このほか、お仏飯は言うに及ばず、餅、菓子、果物などをお供えし、大きな供物類はお仏壇の脇などに台を設けて供えましょう。

また、過去帳があれば故人の法名が記されてあるペー지를開いてお仏壇の下段に置き、法名軸なら側面に掛けるようにします。

年忌法要表

1周忌	2022(令和 4)年	23回忌	2001(平成13)年
3回忌	2021(令和 3)年	25回忌	1999(平成11)年
7回忌	2017(平成29)年	27回忌	1997(平成 9)年
13回忌	2011(平成23)年	33回忌	1991(平成 3)年
17回忌	2007(平成19)年	50回忌	1974(昭和49)年

編集後記

事情により、前号とまとめでの編集になりましたが、「住職法話」は内容が重なり続けることもあり助かりました。少し内容も難しくなってきましたが、例をあげながら「わかりやすく」を心がけてお伝えしています。◆メールなどでも、ご感想やご指摘などございましたらお送りください。